

今回は、後見人の手続き（申立て編）についてです。

成年後見制度を利用するには、まず家庭裁判所に成年後見の申立が必要になります。

申立をするには必要な書類をそろえなければなりません。

申立書の記入は、難しくはありません。ただ、必要ページ数が多く、日常ではあまり見慣れない言葉もたくさん並んでいますので、一般の方には難しく感じるかもしれません。

添付書類は、種類も多く、必要かどうかを迷うこともあり、収集にも手間がかかります。

必要書類

- ・ 申立書（家庭裁判所に取りに行く）
- ・ 本人や申立をする人（申立人）の戸籍謄本や住民票など。
- ・ 本人の財産に関する書類。
- ・ 本人の収入や支出に関する書類。
- ・ 医師の診断書。
- ・ 親族の同意書（書いてもらうべき関係の人）

このように、特段難しくはないのですが、申立書類を完成させるには思いのほか時間を費やしてしまいます。

そのため、私たちに依頼をいただく方は、下記の様な方が多いです。

- ・ 日中お仕事をされている方
- ・ 家事や育児で時間の融通が難しい方
- ・ ご高齢の方

申立書の作成に必要なことについては、お会いしてお話をお伺いします。もちろん、戸籍謄本の取得など、面倒な手続きもこちらで致します。

お手元に書類はあるものの、忙しくて思うように進まなくなってしまう方も、遠慮なくお問い合わせください。